

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	18-1	
6. 独自利用事務の対象者	予防接種対象者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	29	
10. 保護評価書の名称	予防接種(母子保健事業)に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=6000020262102&kk_name=%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%B8%82&ev_name=%E4%BA%88%E9%98%B2%E6%8E%A5%E7%A8%AE%E5%BC%88%E6%AF%8D%E5%AD%90&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて第三十条で定めるもの	予防接種の実施又は予防接種に係る費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表の項	14	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	28	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人場号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第8の項 予防接種の実施又は予防接種に係る費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第1条	八幡市風しん予防接種費用助成事業実施要綱(令和6年八幡市告示第85号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、((国民)の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る)ことを目的とする。	(妊娠初期における風しんのり患を原因とする先天性風しん症候群の発症を予防し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進める)ことを目的として、(風しん予防接種(以下「予防接種」という。)を受ける者)に対して予算の範囲内で予防接種に要する費用を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市風しん予防接種費用助成事業実施要綱